

京都市告示第152号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年5月20日

京都市長 門川 大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	田中経23号線	左京区田中玄京町176番地の1地先 同区田中馬場町152番地地先		
2	栗田経9号線	東山区教業町689番地の6地先 同町707番地地先		
3	栗田経21号線	東山区教業町666番地の1地先 同町689番地の6地先		
4	栗田緯13号線	東山区長光町627番地地先 同区教業町689番地の7地先		
5	山科御陵緯7号線	山科区御陵別所町72番地の3地先 同町83番地の3地先		
6	梅津経36号線	右京区梅津林口町1番地の1地先 同区梅津北浦町19番地の9地先		
7	山ノ内140号線	右京区西院笠目町7番地の5地先 同上		
8	大原野25号線	西京区大原野上里北ノ町906番地の3地先 同町902番地の1地先		
9	大原野46号線	西京区大原野上里南ノ町40番地の1地先 同区大原野上里北ノ町906番地の3地先		
10	深草緯4の1号線	伏見区深草相深町8番地の8地先 同町17番地地先		
11	深草緯73号線	伏見区深草一ノ坪町26番地の3地先 同町49番地の4地先		

(建設局土木管理部道路明示課)